

専決処分事項に対する委員からの質問と回答一覧表

※ 回答は、これまでの委員会の議論や法解釈を踏まえ、事務局で作成したものです。

番号	大項目	小項目	質問	回答
1	制度全体について	専決処分の判断基準について	通年会期制度への移行にあたって、179条・180条に基づく専決処分事項の拡充が提案されていますが、「緊急性」や「軽易性」の判断は、どのような基準に基づき行うか。 また、これらの判断基準については、今後文書化・明文化するお考えはあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ●通年会期制度の導入後は迅速に「臨時会」を開催し、機動的な議会開催体制の構築を目指すことから、「緊急性」については通年会期制度導入後においてもなお臨時会が開催できない程度に時間的余裕がない場合を想定しています。 ●「軽易性」については、通年会期制度の導入とは直接的に関係がないことから、特別委員会では基準については議論されていませんが、理事者側からの要望を受けて個別にご判断いただきたいと思います。 ●資料に記載したとおり、専決処分事項の管理については、議会基本条例の改正を行い、議会が主体的に管理すべきと考えていますが、専決実施の判断は理事者側が行うことから、議会側での明文化等はできないものと考えています。
2		「市の裁量の有無」と議会審議の必要性の関係について	一部の専決対象事項について、「市の裁量がないため議会審議を要しない」とされていますが、補助金の使途や対象の選定、執行の手法においては、一定の市の判断に関わる余地があるのではないかと。どのような基準で「裁量の有無」を整理しているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ●ご指摘のように、財源等が国県からの交付金等であっても、補助金の使途や給付金等の対象者に選定の余地があったりする場合については市の裁量で行われるものと考えています。 ●給付対象者や給付内容があらかじめ定まっており、国県から給付要綱に基づいて事業を実施することが求められるような場合を想定しています。
3		専決処分の多用による議会軽視の懸念について	専決処分が広範囲にわたることで、議会の審議機能・チェック機能が損なわれる懸念があるのではないかと。今後、専決処分の内容について、議会が事後的に検証し、見直しや是正を求められる仕組みを設ける考えはあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ●上越市議会は、これまで、専決処分を限定し、議決事件を議案として取り扱ってきた経緯がありますが、資料に記載したとおり、通年会期制度の導入に合わせて、こういった事項を審議し、又は、専決処分事項とするかについても主体的に管理していくため、議会基本条例に規定する仕組みを検討しています。 ●万が一、専決処分の濫用等の事態が生じた場合には、理事者側に許した専決処分の指定を取り消すことが可能となるほか、定期的に点検することができるものと考えています。
4	個別項目に関する質問	災害・突発事故対応	例えば、2日以内で専決処分された補正事例もありますが、通年会期制度の下でも、最短7日で臨時会を開催できる制度設計が可能でないか。 本当に専決処分でなければ対応できなかったのか、臨時会開催の可能性をどう検討されたのか。	<ul style="list-style-type: none"> ●資料に記載したとおり、迅速な臨時会開催の観点から、課題となる点は、①スケジュールの調整②審議の充実の2点と認識しています。 ●当市の規模においては、議員及び理事者側の日程を直近の数日の間に調整することは困難であること、また、質疑及び答弁の作成に十分に時間をかけることにより充実した審議を行ってきた経緯があることから、現時点でこれらを見下して形式的な迅速さを追及することは、現実的ではないものと考えています。
5		災害・突発事故対応	やむを得ないとも言えるが、被害状況の情報共有とその対策についての共通認識が必要であることから、専決後速やかに本会議を開き、承認手続をすべきと考える。 (他の委員からは、全ての専決処分について、処分後に臨時会を開会し(種類によっては定例会)、審議に付すべきとの同趣旨の意見があった。)	<ul style="list-style-type: none"> ●専決処分された事項を議会側が把握できないことは問題であると捉えており、179条で行ってきた専決処分については事前に正副議長・所管の正副常任委員長を通じて議会側に情報提供を求めることを考えております。 ●なお、180条の専決処分は後の定例会において、諸般の報告となり、議案になりませんが、専決事項を議会基本条例に定め、定期的な点検を行うことにより、議会側で専決処分の適正な管理を行うことを考えております。
6		国・県主導の経済対策	コロナ禍の例では、数十億円規模の補正が専決処分とされました。 金額の大きさや市民生活への影響を考えると、議会での審議を経るべきではないかと考えますが、この点についての認識はどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍以降の感染症対策の実施や、物価高騰等の社会経済状況を踏まえ、通年会期制度の導入による機動的な議会開催を目指すことが改革の議論の出発点であり、議会開催が基本であるという考えに変更はありません。 ●一方で、資料でお示ししたとおり、臨時会開催の機動性確保にも限界があり、市民生活への影響という観点からは、やむを得ず専決処分となる事件もあるものと認識しています。
7		国・県主導の経済対策	那須塩原市の例のように、「緊急に行う必要があるものに係る最低限の補正に限る。」という制限をつけるべきと考える。	<ul style="list-style-type: none"> ●180条の専決処分の内容を決定することは議会側の専権事項です。 ●一方で、専決処分は理事者側で行うことであるため、変更した専決処分で実際上の運用が可能か否か確認する必要があるものと考えます。 ●ご指摘のとおり文言に修正することで差し支えないか理事者側と調整を行います。
8		年度末の地方税法等に伴う条例改正	法律・政令等の改正があったからといって無条件に条例改正等を行うのではなく、浜田市の例のように、「当該法律等の施行に併せて当該条例の改正をしなければ市民生活又は市の事務に支障が生ずる場合において、当該条例の改正をすること。」という条件の下で行われるべきものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ●ご指摘のとおり文言に修正することで差し支えないか理事者側と調整を行います。
9		損害賠償および工事契約の限度額引き上げについて	損害賠償の上限額を50万円から100万円へ、工事契約の変更を3000万円から5000万円へ引き上げる提案について、それぞれ、 ・引き上げ額の根拠(物価上昇率等) ・他市との比較以外に、上越市の実際の事例との整合性をどう整理しているのか、示して欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> ●金額の引き上げの根拠については、1.4倍を根拠にされたものと承知しております。 ●実際の事例については、理事者側に提出を求めることとします。

専決処分事項に対する委員からの質問と回答一覧表

※ 回答は、これまでの委員会の議論や法解釈を踏まえ、事務局で作成したものです。

番号	大項目	小項目	質問	回答
10		損害賠償および工事契約の限度額引き上げについて	①建設工事費の上昇が1.4倍であれば、金額の上限額は4,200万円とすべきであり、5,000万円への引き上げは根拠が薄い。 ②他市の例では、中央値、最頻値とも1,000万円であり、5,000万円以上の例は27%に過ぎない。 以上から、上限額の引き上げには疑義がある。	●他市議会の例は、事務局で事例を調査し、付したものです。工事の額は市町村の規模によって差が生じるものとも考えており、あくまでも参考と捉えていただければと考えております。
11		一部事務組合等の規約変更	構成団体の変更等について、現在は「合併時のみ専決可能」とされていますが、これを「随時可能」とする提案です。 市が関与しない他団体の事情で規約変更がなされた場合、市民生活に影響が生じる可能性もある中で、議会の審議を経ずに専決とすることにリスクはないか。	●直近の規約変更の例では、妙高市の公平委員会の事務を共同処理することに伴い、新潟県の全ての団体で議決が必要となりました。（なお、当市は単独で公平委員会の事務を行っています。） ●今回の専決処分の要望は、こうした構成団体の増減と名称の変更など、市民生活への影響がない規約の変更に限定する趣旨のものとして認識しています。
12		一部事務組合等の規約変更	基本的に疑義なし。しかし、無条件に専決が可能ということになると、そのことが一人歩きしてしまうことは無いだろうか。そこで、横須賀市の例のように、「本市が加入して組織する一部事務組合、広域連合又は協議会の規約の変更に関する協議及び構成団体の同意のうち、独自の判断をする余地がないもの」としてはどうかと考える。	●ご指摘のとおり文言に修正することで差し支えないか理事者側と調整を行います。
13		新規追加項目（⑨～⑬）について	これまで一度も専決対象として取り扱ってこなかった項目を一気に新設することに対し、拙速との印象を持ちますがいかがか。 一度、臨時会での審議を経てから、専決処分対象とするなど、段階的な導入の検討はされたのか、伺います。	●新規追加項目については、これまで当市議会が専決処分事項を限定的に取り扱ってきたことから、議会側に要望する機会がなかったところ、通年会期制度への移行に伴う議会側からの照会を受けて理事者側からの要望として挙げられたものです。 ●専決処分事項の検討のために実際に臨時会を開催することについては、臨時会開催の目的として適正かどうか疑義が生じると考えます。 ●また、本日の勉強会で疑問を明らかにした上で、委員会の採決、本会議での議決へと進むことを考えており、丁寧に議論を進めているものと考えております。
14		年度末における交付税等の確定に伴う一般財源等の補正	国からの交付金等がある場合、剰余金なり何なりさえあれば、専決処分を行わずに財調の積み増しをしなくても、災害等による緊急な資金需要に対応できるのではないか。財務ルールとして、財調の方が使い勝手が良いというだけのことではないのか。	●剰余金については決算までは処分できないことから、財源確保のためには3月31日までに歳入歳出予算の補正を行う必要があり、臨時会開催のほかは、専決処分が財源確保の唯一の手段であると捉えております。
15		法人市民税の還付金・還付加算金の補正	税金の過払いについての還付は迅速に行うべきだが、「多額になる場合があるため」ということであれば、「予備費等で措置できず予算を補正する必要が生じる場合」という条件を付すべきではないか。	●ご指摘のとおり文言に修正することで差し支えないか理事者側と調整を行います。
16		繰上充用	繰上充用は、緊急にその必要性が生じるとは考えにくく、専決にはなじまないと考える。	●ご意見は理事者側に伝え、専決処分の必要性も含めて調整を行います。
17		法令の改正等に伴う、条例の文言整理・引用の整理	追加の趣旨は理解できるが、あくまでも市に裁量の余地がない場合であることを明記すべきであると考えている。	●ご指摘のとおり文言に修正することで差し支えないか理事者側と調整を行います。
18	制度設計・運用面について	専決処分事項の定期見直しについて	180条専決処分として議会で指定した事項については、今後も情勢の変化に応じて内容を見直していく必要があるかと考えます。 今後、定期的に見直しルールや手続きを制度化する考えはあるか。	●上越市議会は、これまで、専決処分を限定し、議決事件を議案として取り扱ってきた経緯がありますが、資料に記載したとおり、通年会期制度の導入に合わせて、こういった事項を審議し、又は、専決処分事項とするかについても主体的に管理していくため、議会基本条例に規定する仕組みを検討しています。 ●万が一、専決処分の濫用等の事態が生じた場合には、理事者側に許した専決処分を取り消すことが可能となるほか、定期的に点検することができるものと考えています。
19		議会基本条例への明記について	今回の制度見直しを機に、議会基本条例に専決処分の取り扱いを明記する方向とのことですが、壺崎市等のように、議会の関与・再評価の機会を盛り込む規定とする考えはあるか。	●ご承知のとおり、当市議会では4年に1度議会基本条例の検証を実施しており、専決処分事項を条例に規定することにより、定期的な見直しが可能となり、主体的に管理していくことを想定しています。
20		臨時会開催フローについて	「定例会の開催月以外の「21日」を「臨時会候補日」とし、スケジュール調整の困難さを解消する。」としているが、通常、定例会は月初めから中下旬まで開催されることから、定例会のない月に行う臨時会の開催日は、各定例会の日取りに偏らないようにするため、月の中央、つまり15日とすべきではないか。 現在、月例議員懇談会を21日に設定しているのは、過去、議員報酬が現金で支給されていた時代に、その受け渡しのために登庁することを考えた日取り設定の名残ではないか。	●21日を臨時会候補日とした理由は、ご指摘のとおり、月例議員懇談会の開催日であることから、議員の予定が見通しやすく、日程確保の点から利点があるほか、臨時会を開催しない場合には月例議員懇談会を開催することにより当該日を有効活用できる点にあります。 ●臨時会候補日の設定については、ご提案の15日に設定することも1案に加え検討を進めます。

専決処分事項に対する委員からの質問と回答一覧表

※ 回答は、これまでの委員会の議論や法解釈を踏まえ、事務局で作成したものです。

番号	大項目	小項目	質問	回答
21	勉強会やその後提出された追加の質問	損害賠償および工事契約の限度額引き上げについて	工事請負契約の限度額の引上げについて、3,000万円以上から5,000万円以上に引き上げるという提案について、他市の例から見ると、5,000万円というのは額が大きい。地元の業者にできるだけ発注がかけられるように分割発注ということも考えられる。そういう意味で、工事の額が大きいから、金額も大きくなるというふうに短絡はできない。また、当市がそんなに規模の大きい町なのか。今後縮小していく中で、小規模の工事を地元の業者に発注することを考えると、必ずしも規模の大きい金額という形にはならないと思う。通年会期制導入後は工事を止めないで臨時会の開催もできると考えるので行政側としてはどういうふうに考えておられるのかも伺いできればと思っている。	<ul style="list-style-type: none"> ●行政側からは次のとおり回答がありました。「提案については保留としたい。この度の地方自治法の改正により、少額随意契約の基準額が、工事においては130万円から200万円に変更となり、現行の当市における発注基準額及び業者のランク付けについても改めて検証する必要があると考えている。専決事項に関する市の要望事項として提案したが、増額の幅についてはその必要性を含めて、発注基準等、全体の中で、改めて精査していきたい。今後の議会基本条例の改正のタイミングに間に合わなければ先送りとしていただいでよい。」 ●行政側の回答を踏まえ、工事契約及び請負契約の限度額の引上げについては今後の精査の結果を待つこととする。
22		専決事項の管理監督措置について	専決処分についてきちっとした情報公開がされるのか。単なる数字ではないしっかりとした報告がないと、議会何やってんだと、もうちょっとしっかりやらなきゃいけないよってという指摘がされると思う。そういうものを確認できるような形ってというのはないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ●専決処分事項の管理については、①事前の情報提供、②議会基本条例による管理監督を検討していましたが、委員のご懸念を踏まえ、さらなる追加の措置を検討しました。
23		専決事項の管理監督措置について	専決事項としてふさわしくないというふうな判断になる場合には、議会基本条例を改正して、その事案を取り除くというのは理屈ではわかる。しかし、議会基本条例の改正はかなりのハードルになると考える。	<ul style="list-style-type: none"> ●通年会期制導入後は、常に会期中であることから、随時委員長の判断で常任委員会を開催できるようになり、機動性が高まります。 ●このメリットを活かし、必要に応じて、専決処分した事項について「所管事務調査」を行い、議会の意思を行政側に伝えることができることをもって専決処分の管理を行いたいと考えています。
24		専決事項の管理監督措置について	179条から180条の専決処分に移行した場合、議案として審議できないことを懸念している。専決処分された事項の内容に応じて、例えば、災害時の対応などについて所管事務調査の開催などができないか。	
25		180条の専決事項を追加・拡充することについて	理事者側から非常に多くの要望があったと感じている。通年会期制導入後は、もっと議論ができるものと考えていたが、これを見ると市民は議会が簡略化されるのかと印象を持つのではないかと危惧している。	<ul style="list-style-type: none"> ●今回180条で整理する専決事項については、179条からの移行分も含めて、基本的には議会での議論の余地が少ないものと捉えている。一方で、通年会期制の導入により、市が実施する経済対策等や、災害に対する復興支援策など、市民の関心が高く、市民生活への影響が大きい事件については、素早く議論できるようになると考えている。 ●こうしたことから、行政の監視という点からは、より重要な点に集中して議論できるようになると考えている。 ●また、もう一つの議会の役割である政策立案・政策提言という点からは、今後議会が主体的に会議を開催して活動できるようになることから、政策形成に向けた議会活動が活発にできるようになる効果も期待できるものと考えている。
26		専決事項の検討手法について	179条の専決処分の要件は時間的に余裕がない場合であることから、通年会期制導入後の臨時会の開催までの日数を定め、その期間内に臨時会が開催できないものを専決処分事項とすべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ●ご指摘のとおり、日数も想定した上で専決処分事項を選出しています。 ●想定では、臨時会の開催までを最短で7日とした上で、 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時のライフライン等の復旧 3～4日 ・大雪等 1～2日 ・選挙費の補正 1日 ・年度末の税条例等 数時間～3日
27		臨時会の開催までの日数について	通年会期制にするのは、しっかり審議をしていこうということを確認しつつ、スピードアップをして議決事件に対応しようということだが、臨時会の開催の流れの提案はこれまでとあんまり変わってないように見える。打診からおおむね7日以内に開催できる制度にするべきだと思う。臨時会も議会であり、軽いものではないので、日程が合うところを探すのではなく、議会側も行政側も日程を合わせる努力をすべき。今の我々議会の審議の仕方と行政との調整のあり方に合わせすぎると通年会期という意味がなくなるのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ●通年会期制では、会議開催が議会側の意思によることから、理事者側が会議を必要とする場合には、請求により議会側に会議の開催を求め、請求があった場合には7日以内に会議を開催しなければなりません。 ●こうした請求の制度があることも踏まえ、7日以内に開催することも想定しつつ、候補日制度などによる短縮を検討してきましたが、日程を合わせる努力が必要とのご意見も踏まえ、議員や理事者側と臨時会への出席の責務について今後、申し合わせを行うことを検討します。
28		臨時会の開催までの日数について	議員については、臨時会が開催される場合には、冠婚葬祭や自身の体調不良の場合を除いて、原則臨時会に出席することを義務付けてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ●会議への出席についてはその時点における個人の事情もあり、性質上義務とすることは難しいと考えておりますが、ご意見を踏まえ、議員や理事者側と臨時会への出席の責務について今後、申し合わせを行うことを検討します。
29		臨時会の開催までの日数について	議案の内容を理解し、質疑をしっかりと行うための準備の時間は必要であり、単純に臨時会までの期間を短くすればいいものでもないと思うので、そうした準備の時間も確保すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ●臨時会の開催フロー案では、通告書の作成等の時間の確保にも配慮した日程としました。

専決処分事項に対する委員からの質問と回答一覧表

※ 回答は、これまでの委員会の議論や法解釈を踏まえ、事務局で作成したものです。

番号	大項目	小項目	質問	回答
30		法人市民税の還付金・還付加算金の補正	法人市民税の予定納税に係る還付金及び還付加算金について、どれぐらいの日数で返還しないといけないのか。	<p>●理事者側から次のとおり回答がありました。 「還付加算金の割合は、年率0.9%であり、還付金に付される利息であるため、還付金の振込日が遅くなれば、その分、還付加算金は増額となり、市の負担額は増加する。 ※還付加算金は1,000円未満は切り捨て 【補足】 還付金が確定した日（例：中間申告に基づき納付済みであり、確定申告をしたところ還付が発生することが確定した日）を還付決定日と呼んでおり、還付決定日から振込日までの日数に応じて還付加算金を計算する。還付決定日から何日以内などの明確な規定はないが、可能な限り早く振り込んでいるのが現状である。」</p>
31		繰上充用	繰上充用は、どれぐらいの日数で行わないといけないのか。	<p>●理事者側から次のとおり回答がありました。 「判明した日より異なるが、翌年度の5月31日（出納閉鎖日）までに行う必要がある。（例：令和6年度決算は令和7年5月31日まで） 【補足】 繰上充用は年度終了後から決算整理までの間に判明した収支不足（赤字）への対応であり、通常、翌年度の4月1日から5月31日までの出納整理期間中の手続となる。 手続の内容は補正予算（例：令和7年度補正予算）の編成であり、早期に判明すれば議会での審議も可能（補正予算の編成は一両日中に完了できる。）一方で、出納閉鎖日直前に判明した場合には、議会での審議が間に合わない可能性もあることから、他自治体では180条の専決事項として整理しているケースがあるものと理解している。 よって、出納閉鎖日直前の判明であっても速やかに議会での審議が可能である場合や、通年会期制に移行後も会議の開催が間に合わなければ、179条の専決が許される場合には、180条によらず対応が可能となる。」</p>
32		専決事項の文言について	専決事項について、対象となる事項を制限する必要等から、制限する文言を付記する7番、8番、12番及び15番の意見について	<p>●理事者側から次のとおり回答がありました。 「基本的には、議会側の意見を踏まえ修正されることに異論はないが、「最低限」や「多額」という言葉は人によって捉え方が異なり、その範囲が不明確となるため、例えば「市の裁量の余地がない」という言葉も検討いただきたい。 あくまでも過去に179条の専決処分として承認されたものは180条の専決処分に定めていただきたいという考えに基づき要望を提案したものであるが、「最低限」という言葉は「過去の事例」に基づくものと共通認識を持つことで不要となるとも考える。ちなみに、市としても、過去の事例を大きく逸脱するようなことは想定していない。」 ●委員のご意見や理事者側のご意見を踏まえ、正式な文言は12月の発議前にご審査いただきたいと考えています。</p>